

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

- 私立各種学校の設置等
- 建設業者の登録まつ消
- 保安林の解除予定
- 土地改良事業計画の縦覧
- 流行性感冒予防注射の実施
- 土地改良事業計画の縦覧
- 道路の位置の指定

告示

鳥取県告示第三百十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条
において準用する。同法第四条の規定により私立各種学

校の設置、ならびに廃止を次のように認可した。

昭和三十一年七月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

設置することを認可した各種学校

- | | |
|-------|-----------------|
| 名 称 | 池上和洋裁専門学院 |
| 所 在 地 | 鳥取市新品治町八四番地 |
| 設 置 者 | 池上 英二 |
| 認可年月日 | 昭和三十一年七月十七日 |
| 名 称 | 美章学園 |
| 所 在 地 | 倉吉市新町一丁目二、四四四ノ一 |
| 設 置 者 | 森藤 よね |
| 認可年月日 | 昭和三十一年七月十七日 |

鳥取県告示第三百十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定に
よる廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定に
より建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十一年七月二十四日
 登録番号 登録年月日 名称 所在地 申請者氏名 登録まつ消年月日
 鳥取県知事登録 昭三一、一〇、一九 竹田組 米子市塩町四五 竹田 政蔵 昭三一、七、一七
 (に)第六〇号

鳥取県告示第三百十四号
 次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
 昭和三十一年七月二十四日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

所 在 場 所	全 面 積	解除予定面積(見込)	申請者
市郡一町村一大字一字一地番	台帳一見込	面積(見込)	
岩美 福部 蔵見 大平 八二二ノ三	町 一、三〇〇	町 一、八〇〇	福部村長
	町 一、六〇〇		土砂崩壊防備指定理由 福部村長の消滅

鳥取県告示第三百十五号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第一項の規定により、倉吉市志津、森下秀義外十四人の者から志津土地改良区の、倉吉市国分寺小谷辰蔵外十四人の者から国分寺土地改良区のそれぞれ設立認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款について詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。
 昭和三十一年七月二十四日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
 一 土地改良事業計画書の写
 二 定款の写
 二 縦覧の期間
 昭和三十一年七月二十五日から同年八月十三日まで
 三 縦覧の場所 倉吉市役所
 四 異議の申立
 利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百十六号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、中井手土地改良区から、新たな土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。
 昭和三十一年七月二十四日

鳥取県告示第三百十七号
 一 縦覧に供すべき書類の名称
 土地改良事業計画書の写
 二 縦覧の期間
 昭和三十一年七月二十五日から同年八月十三日まで
 三 縦覧の場所 中山村役場
 四 異議の申立
 利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百十七号
 流行性感冒予防注射を次のとおり実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により牛の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。
 昭和三十一年七月二十四日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 流行性感冒予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛 ただし生後三箇月以内及び分娩前後二箇月以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法
牛 流行性感冒予防液皮下注射

別表 流行性感冒予防注射

実施月日	実施区域	実施場所
第一回 第一回		
八月三日 八月十日	西伯郡県村	同上
四日 十一日	"	"
六日 十三日	米子市旧市内	"
"	西伯郡大高村	"
七日 十四日	"	"
八日 十五日	" 日吉津村	"

九日 十六日	"	"
十日 十五日	"	(岸本町 会見町)
十一日 十六日	"	"
" 十五日	"	会見町
十二日 十七日	"	米子市旧縣村
"	"	旧春日村
二十二日 二十七日	"	旧崎津、彦名村
"	"	境港市
十五日 二十二日	"	気高郡青谷町
十六日 二十三日	"	"

鳥取県告示第二百十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、日野郡黒坂町下黒坂梅林貞治外三十一人の者から下黒坂土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて

次のように縦覧に供する。

昭和三十一年七月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 一 土地改良事業計画書の写
 二 定款の写
- 二 縦覧の期間
 昭和三十一年七月二十五日から同年八月十三日まで
- 三 縦覧の場所
 黒坂町役場
- 四 異議の申立
 利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、鳥取市上砂見武田操外十四人の者から上砂見土地改良区設立の認可の申請があつたので、当

該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。
 昭和三十一年七月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 一 土地改良事業計画書の写
 二 定款の写
- 二 縦覧の期間
 昭和三十一年七月二十五日から同年八月十三日まで
- 三 縦覧の場所
 鳥取市役所
- 四 異議の申立
 利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十二号
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)
第八条の規定により次のとおり道路の位置を指定した。

昭和三十一年七月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 申請人の住所氏名 鳥取市庖丁人町一 西川 清二
- 一 指定場所 鳥取市吉方町一五ノ四番地
- 一 道路の延長 二三、六メートル
- 一 道路の巾員 四、〇メートル

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取